



平成29年7月九州北部豪雨 被災者の皆様への生活支援

〈平成29年9月5日〉

平成29年7月九州北部豪雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

九州管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

●電話による相談受付：平日 8：30～17：45

行政相談専用ダイヤル 092-473-1100

●来所による相談受付：平日の 8：30～17：45

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階
九州管区行政評価局（首席行政相談官室）

●インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

●FAXによる相談受付：毎日 092-431-8317

総務省 九州管区行政評価局

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階

九州管区行政評価局 首席行政相談官室

電話：092-473-1100

携帯電話：0570-090110

目次

No.	支援策、手続きの名称等	頁
1	り災証明書の発行	1
2	被災者生活再建支援金の支給	1
3	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	2
4	災害援護資金の貸付	3
5	生活福祉資金の貸付	3
6	被災住宅の応急修理	3
7	障害物(土砂、竹木等)の除去	3
8	被災家屋の解体・撤去	4
9	住宅の建設、補修等の融資	4
10	被災者のための住宅提供	4
11	法律相談等の窓口	6
12	運転免許証の再交付	6
13	預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	7
14	住宅ローンの返済	7
15	損害保険について	7
16	生命保険の契約内容について	7
17	医療機関の受診	7
18	年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	7
19	登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合	8
20	国税の特別措置	8
21	県税の特別措置	8
22	市町村税の特別措置	9
23	公共料金の減免措置等	9
24	被災遺児等への一時金の給付	10
25	私立高校に在籍する被災生徒の授業料軽減	10
26	奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付	10
27	農林漁業関係の災害復興	11
28	中小企業者を対象とした相談窓口	11
29	労働・雇用面の各種相談	12
30	こころの悩みや健康に関する相談	13
31	災害ボランティア	13

(注)1 当チラシの情報は、平成29年9月4日時点の情報で作成しております。
各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。
最新の情報は、九州管区行政評価局ホームページ(QRコード、下記URL参照)
の〈平成29年7月九州北部豪雨被災者の皆様への生活支援情報と相談窓口〉に
記載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>

2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、平成29年7月九州北部豪雨において、福岡県では次の市町村が適用を受けています。

朝倉市、東峰村、添田町



1 リ災証明書の発行

◆ 「リ災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。

◆ リ災証明書の窓口は以下のとおりです。

市町村	窓口	電話番号
朝倉市	朝倉市役所本庁税務課 朝倉支所市民窓口係 杷木支所市民窓口係	0946-22-1111 (内線:158、161、166)
東峰村	東峰村役場宝珠山庁舎 小石原庁舎	0946-72-2311 0946-74-2311
添田町	添田町役場防災管理課	0947-82-4002

※ 避難所での受付や、夜間、休日の受付を行う場合もあります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

- ・ 「リ災証明書」は、「住家」が対象であり、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
- ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
- ・ 住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。証明の名称や対象は、市町村によって異なります。

◆ 朝倉市では、農業用施設、農業用機械等に被害を受けた方に対して「リ災証明書」を発行します。朝倉支所農業振興課で受付(0946-52-1427)を行っています。

2 被災者生活再建支援金の支給

◆ 今回の災害で、住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。生活再建支援法の適用を受けた福岡県全体が対象地域となっています。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊(上記④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 福岡県においても、以下のとおり、災害見舞金を支給します。

住宅の被害の程度	全壊	半壊	床上浸水
二人以上の世帯	10万円	5万円	3万円
一人世帯	5万円	2.5万円	1.5万円

(注) 床上浸水の被害であっても、り災証明で半壊とされた場合は、半壊の区分の金額が支給されます。

- ◆ 朝倉市においても、り災証明で、全壊、大規模半壊、半壊と判定された世帯に対し、災害見舞金10万円を支給します。
- ◆ 申請には、り災証明書が必要となります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村	受付窓口	電話番号
朝倉市	朝倉市役所本庁1階 朝倉支所1階101会議室 杷木支所1階市民窓口となり	朝倉市福祉事務所 0946-22-1111 (内線:61-124、61-114)
東峰村	東峰村役場	0946-72-2311
添田町	添田町役場保健福祉環境課	0947-82-1232

3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害で、お亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた方に災害障害見舞金が、以下のとおり、支給されます。
- ・ 生計維持者が亡くなった場合 500万円
 - ・ 生計維持者以外が亡くなった場合 250万円
 - ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
 - ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円
- ◆ また、福岡県においても、以下のとおり、災害弔慰金・見舞金を支給していますが、上記の災害弔慰金、災害障害見舞金を受給する場合は対象外です。
- ・ 死亡又は行方不明 20万円
 - ・ 重傷者 治療日数等に応じ、4～10万円
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村	受付窓口	電話番号
朝倉市	朝倉市役所本庁1階 朝倉支所1階101会議室 杷木支所1階市民窓口隣	朝倉市福祉事務所 0946-22-1111 (内線:61-124、61-114)
東峰村	東峰村役場	0946-72-2311

4 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

5 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

6 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり57万4千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象となります。
 - ・ 当該災害により半壊(床上浸水)又は大規模半壊の住家被害を受けたこと(り災証明書が必要)
 - ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ・ 応急修理によって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ・ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問合せください。

市町村	窓口	電話番号
朝倉市	朝倉支所 住宅相談窓口	0946-52-2021
	杷木支所 住宅相談窓口	0946-63-3077
東峰村	東峰村役場総務課	0946-72-2311

7 障害物(土砂、竹木等)の除去

- ◆ 朝倉市では、住居内にある土砂、竹木の除去を行います。家屋の中で、居室、台所、玄関、トイレ等生活上欠くことができない場所、道路から家屋までの進入路について、市が業者と契約し、除去を行います。
- ◆ 1世帯当たり135,100円が上限となります。

- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ・ 今回の災害により半壊(床上浸水)、大規模半壊、全壊の住家被害を受けたこと(り災証明書が必要)
 - ・ 障害物除去を行う住家に居住すること
 - ・ 障害物の除去によって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ・ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと

- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問合せください。

市町村	窓口	電話番号
朝倉市	朝倉支所 住宅相談窓口	0946-52-2021
	杷木支所 住宅相談窓口	0946-63-3077
東峰村	東峰村役場総務課	0946-72-2311

8 被災家屋の解体・撤去

- ◆ 朝倉市では、り災証明書で住居が「全壊」と判定された場合、所有者の申請と同意に基づき、市が被災家屋の解体・撤去を行います。「大規模半壊」「半壊」と判定された住居の取扱いには検討中です。

なお、隣家や公道等への二次被害防止のため自費で家屋の解体・撤去を行う場合、費用の一部が払い戻しの対象となる場合がありますので、写真(作業前、作業中、作業後)、契約書、見積書(三者分)、請求書、領収書、産業廃棄物管理票の写しを保存しておいてください。

詳しくは、朝倉市役所環境課(0946-22-1111内線65-13)にお問い合わせください。

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・住宅金融支援機構 お客様コールセンター:0120-086-353(通話料無料)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

10 被災者のための住宅提供

- ◆ みなし仮設住宅への入居などで居住していた市町村外に住民票を異動される場合、居住市町村で受けている健康保険・介護・福祉・税などの支援・減免を受けられなくなる場合があります。異動手続を行う前に、居住市町村や転出予定の市町村に確認してください。

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。
詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

県、市等	問合せ先等
朝倉市	受付場所:朝倉市役所 都市計画課 問合せ先:0946-22-1115(内線61-236、61-242)
筑前町	受付場所:筑前町役場 都市計画課住宅政策係 問合せ先:0946-42-6642

福岡県	受付場所:福岡県庁建築都市部 県営住宅課 問合せ先:092-643-3870
北九州市	受付場所:北九州市内各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナー 問合せ先:(市営住宅)093-582-2560、(市公社住宅)093-531-3150
福岡市	受付場所:福岡市住宅都市局 住宅管理課 問合せ先:092-271-2553
久留米市	受付場所:久留米市本庁舎 住宅政策課 問合せ先:0942-30-9086
うきは市	受付場所:うきは市役所 住環境建設課 問合せ先:0943-75-4983
嘉麻市	受付場所:嘉麻市役所 住宅課 問合せ先:0948-42-7062
大牟田市	受付場所:大牟田市営住宅管理センター 問合せ先:0944-41-0123
直方市	受付場所:直方市役所 住宅課 問合せ先:0949-25-2262
飯塚市	受付場所:飯塚市役所都市建設部 住宅政策課管理係 問合せ先:0948-22-5500
八女市	受付場所:八女市役所 都市計画課住宅係 問合せ先:0943-23-2577
大川市	受付場所:大川市役所 都市計画課建築係 問合せ先:0944-85-5604
小郡市	受付場所:小郡市役所 都市計画課建築指導係 問合せ先:0942-72-2111(内線:353、354)
春日市	受付場所:春日市役所 管財課管財担当 問合せ先:092-584-1119
宮若市	受付場所:宮若市役所 建築都市課住宅管理係 問合せ先:0949-32-0955
糸島市	受付場所:糸島市役所建設都市部 施設管理課住宅係 問合せ先:092-332-2078
水巻町	受付場所:水巻町役場 管財課住宅係 問合せ先:093-201-4321
川崎町	受付場所:川崎町役場 住宅課 問合せ先:0947-72-3000
苅田町	受付場所:苅田町役場 都市計画課 問合せ先:093-434-6521
都市再生機構(UR)	UR 福岡営業センター(0120-555-795) UR 北九州営業センター(0120-666-891)

【民間賃貸住宅の借り上げ(みなし仮設住宅)】

- ◆ 住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、福岡県が民間住宅を借り上げて提供します。家賃、仲介手数料等は不要ですが、共益費、管理費、光熱費、駐車料金等は入居者の負担となります。

平成29年7月5日時点において朝倉市、東峰村、添田町に住所を有し、災害により住居が全壊又は大規模半壊の被害を受け居住する住宅がない方、長期にわたり居住できないと市町村長が認める方、半壊であっても被災家屋の解体撤去が必要で居住する住宅がない方を対象としています。

期間は最長2年間で、耐震性が確保された住宅であること、及び原則として、家賃が4人以下の世帯は1か月7万円以内、5人以上の世帯は1か月9万円以内の賃貸住宅であること

が必要です。

福岡県(借主)と貸主及び被災者(入居者)の三者により賃貸借契約を締結することが必要になります。

- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市町村の窓口、福岡県庁県営住宅課(092-643-3870)へお問い合わせください。

市町村	相談窓口	電話番号
朝倉市	朝倉市役所本庁都市計画課	0946-22-1115
東峰村	東峰村役場総務課	0946-72-2311
添田町	添田町役場防災管理課	0947-82-4002

【賃貸住宅等の情報提供】

- ◆ 福岡県宅地建物取引業協会では、住宅情報ネット「ふれんず」において、被災された方を対象に、民間賃貸住宅の紹介を行っています。

<http://www.f-takken.com/freins/featured/shinsai/rent/houses>

【介助等が必要な方の旅館、ホテルでの受入】

- ◆ 旅館、ホテル等において、要介護・要支援の高齢者、障がい者、妊産婦など特に配慮を要する方々を受け入れています。受入対象者は、住宅が損壊するなどして避難所等で生活されている要介護・要支援の高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮が必要な方とその介助者となります。

申込みは、朝倉市健康課(ピーポート甘木保健福祉センター 0946-22-8571)、東峰村保健福祉課(0946-74-2311)及び両市村の各避難所において受け付けています。

11 法律相談等の窓口

- ◆ 福岡県弁護士会では、県内17か所に法律相談センターを設置しており、今回の災害の被災者の方からの相談に無料で応じています。あらかじめ予約が必要です。

受付電話番号:0570-783-552

また、上記センターまでお越しになれない方のために、当面の間、電話相談(092-753-6364)に応じています(毎日13時~16時)。

- ◆ 九州ブロック司法書士会では、九州北部豪雨無料電話相談を開設しています。毎日16時から19時までの間、電話(0120-863-123)で、被災した家屋や土地、借地借家や賃貸借契約などについて、相談に応じています。

12 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。

また、災害救助法が適用された朝倉市、東峰村、添田町の被災者の方は再交付手数料が免除・還付されます。市町村が発行するり災証明書、住民票等が必要です。

- ◆ 詳しくは、最寄りの試験場にお問い合わせください。

福岡試験場	092-565-5010	福岡市南区花畑 4-7-1
北九州試験場	093-961-4804	北九州市小倉南区日の出町 2-4-1
筑豊試験場	0948-26-7110	飯塚市鶴三緒 1518-1
筑後試験場	0942-53-5208	筑后市大字久富 1135-2

13 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。

- ・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
- ・金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル0570-016-811(IP電話からは03-5251-6811)

14 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時)。

15 損害保険について

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15～17:00 ナビダイヤル0570-022-808)
(IP電話からは092-235-1761)

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15～17:00)
- ・フリーダイヤル0120-501-331(IP電話からは03-6836-1003)

16 生命保険の契約内容について

- ◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸(最長6か月)、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950

17 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保は市町村)、各医療機関にお問い合わせください。

18 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。

- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、年金ダイヤル(0570-051-165)[月曜 8:30~19:00、その他平日 8:30~17:15]にお問い合わせください。
- ◆ 最寄りの年金事務所(国民年金課等)[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号、管轄区域
南福岡年金事務所	電話:092-552-6112 管轄エリア:福岡市南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、朝倉市、筑紫郡、朝倉郡
久留米年金事務所	電話:0942-33-6192 管轄エリア:久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、三潴郡、八女郡
直方年金事務所	電話:0949-22-0891 管轄エリア:直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局では被災した方からの土地又は建物の登記(建物が損壊した場合の登記、土地の境界の亡失)等に関する相談を受け付けています。
また、売買、相続、抵当権設定時に、登記済証(権利証)・登記識別情報を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域(不動産登記)
福岡法務局朝倉支局	0946-22-2455	朝倉市、筑前町、東峰村
同 久留米支局	0942-39-2121	久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町
同 田川支局	0947-44-1426	田川市、川崎町、香春町、福智町、糸田町、添田町、赤村、大任町

20 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
甘木税務署	0946-22-2720	朝倉市、朝倉郡
久留米税務署	0942-32-4461	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
田川税務署	0947-44-0430	田川市、田川郡

21 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置

があります。

- ◆ 家屋の取得後、その家屋を使用することなく災害により被害を受けた場合や災害により被害を受けた家屋に代わるものとして被害の日から3年以内に家屋を取得した場合は、被害の程度に応じて不動産取得税が減免されます。
- ◆ 災害により自動車が減失、解体した場合または相当の被害を受けた場合は、自動車税が軽減されます。
- ◆ 個人事業税は、平成28年度の事業所得金額が1,000万円以下で、事業用資産等の損害金額(保険等で補填された金額を除く)が被害前の価額の100分の50以上となった場合に軽減されます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
久留米県税事務所	0942-30-1012	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
飯塚・直方県税事務所 田川県税事務所	0948-21-4902 0947-42-9302	田川市、田川郡

22 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

23 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者(市町村)にご確認ください。

◆ 電気

九州電力では、災害救助法適用市町村及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能電気設備の基本料金の免除等を実施しています。最寄りの営業所に申込ください。

営業所名	電話番号	管轄エリア
甘木営業所	0120-986-208	朝倉市、筑紫野市(一部)、小郡市、添田町(一部)、筑前町、東峰村、大刀洗町
田川営業所	0120-986-105	田川市、田川郡
久留米営業所	0120-986-209	久留米市、朝倉市(一部)、うきは市、筑後市(一部)、大川市、小郡市(一部)、大刀洗町(一部)、広川町(一部)、大木町

◆ 電話

各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長(1か月程度)等の支援措置を実施しています。

NTT西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
NTTドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし)151(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000(通話料無料)
au	au携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111(通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157(通話料無料)

- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、平成29年7月及び8月分の受信料が免除になります。
- ◆ 詳しくはNHK(0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合050-3786-5003(有料))にお問い合わせください。

24 被災遺児等への一時金の給付

- ◆ あしなが育英会では、今回の災害で親をなくした遺児への特別一時金の支給、同会奨学生への住宅被害一時金の給付を行っています。
特別一時金は、今回の災害で保護者が死亡または著しい障害(1~5級)を負った方で、24歳未満の未就学児、小中学生、高校生、浪人生、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生及び18歳以下で就学・就労していない人が対象です。
詳しくは、あしなが育英会奨学課(0120-77-8565)にお尋ねください。

25 私立高校に在籍する被災生徒の授業料軽減

- ◆ 被災生徒が、福岡県内の私立高校に在籍している場合、授業料軽減補助金が支給されます。
対象となる生徒は、以下のとおりです。詳しくは、在学する学校または福岡県私学振興課私学第三係(092-643-3139)にお尋ねください。
 - ① 自宅が全壊又は半壊した世帯の生徒
 - ② 農地・店舗等の損壊、長期避難による事業の休止等の理由で、市町村発行の課税証明書の課税標準額から被害額を差し引いた額が0円以下となる世帯の生徒

26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金(10万円(返還不要))の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。
- ◆ 福岡県教育文化奨学財団では、今回の災害により家計が急変した高校生に対し、奨学金の貸与を行っています。詳しくは、同財団福岡支所(092-641-7326)または在学している高校の事務局にお尋ねください。

27 農林漁業関係の災害復興

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 福岡支店	092-451-1780
農林中央金庫 福岡支店	092-271-2113

- ◆ 農林水産業に関する支援制度(融資、共済、災害復旧工事等)、技術対策については、以下の窓口で相談を受け付けています。

【各種支援制度について】

相談内容	窓口機関名	連絡先
農業、林業の支援制度(融資、共済、災害復旧工事等)	朝倉農林事務所(総務課)	0946-22-2730
	飯塚農林事務所(総務課)	0948-21-4951
水産業の支援制度(融資、共済等)	水産局漁業管理課	092-643-3554
水産業の支援制度(災害復旧工事)	水産局水産振興課	092-643-3565

【技術対策について】

相談内容	窓口機関名	連絡先
農業の技術対策	朝倉普及指導センター	0946-22-2551
	田川普及指導センター	0947-42-1428
水産業の技術対策	水産海洋技術センター内水面研究所	0946-52-3218

- ◆ 朝倉市では、災害を受けた農地・農業施設の機能回復を目的として、原型に復旧する農地・農業用施設災害復旧工事を行うことができます。朝倉支所農林課(0946-52-1115)で、申請書の受付を行っています(平成29年9月8日まで)。

事業費に応じた分担金が必要です(農地:事業費の2割、農業用施設:事業費の1割)。

- ◆ 添田町では、国の補助に該当しない小規模な農地農業施設(水路、農道、頭首工、害獣柵等)の災害復旧に要する経費(経費の合計40万円未満)について、2分の1以内(予算の範囲内)で補助します。詳しくは、添田町役場地域産業推進課農政係(0947-82-1237)にお尋ねください。

- ◆ 農業共済(NOSAI)に加入されている方は、災害により収穫の減少等があった場合、共済金が支払われます。

詳しくは、以下の窓口にお尋ねください。

組合名	電話番号	管轄区域
NOSAI筑後川流域	0946-22-3645	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、大刀洗町、東峰村
NOSAI筑豊	0948-83-1007	直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村

28 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	中小企業事業
福岡支店	092-411-9111	092-431-5296
北九州支店	093-541-7550	093-531-9191
久留米支店	0942-34-1212	

【福岡県】

福岡県商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	093-588-1071
飯塚中小企業振興事務所	0948-22-3561

【福岡県信用保証協会】 092-415-2604

【商工組合中央金庫】 福岡支店 092-712-6551
 北九州支店 093-533-9567
 久留米支店 0942-35-3381

【商工会議所】

朝倉	0946-22-3835	田川	0947-44-3150
久留米	0942-33-0211		

【福岡県商工会連合会】 092-622-7708

【福岡県中小企業団体中央会】 092-622-8780

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 九州本部 092-263-1500

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】 092-482-5447

【中小企業庁】 福岡県よろず支援拠点 092-622-7809

- ◆ 小規模事業者持続化補助金の公募が行われています。下記に該当する小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営経計画を策定し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部が補助されるものです。詳しくは、福岡県商工会連合会(092-622-7708)にお尋ねください。公募期間は平成29年10月13日までです。

- ① 朝倉市、東峰村に所在する平成29年7月九州北部豪雨により直接被害または売上減の間接被害を受けた小規模事業者
- ② 添田町に所在する平成29年7月九州北部豪雨により直接被害を受けた小規模事業者

29 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。
- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます(一定の要件があります)。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク(公共職業安定所)までお問い合わせください。

朝倉公共職業安定所	0946-22-8609	朝倉市、朝倉郡
田川公共職業安定所	0947-44-8609	田川市、田川郡
福岡労働局職業安定部職業安定課	092-434-9801	

- ◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。

- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク(公共職業安定所)までお問い合わせください。

福岡労働局職業安定部福岡助成金センター	092-411-4701
同 北九州雇用調整助成金臨時窓口	093-616-0860

30 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談窓口等の名称	電話番号	受付時間
心の電話福岡	092-821-8785	火曜、木曜、金曜 13時～17時
心の電話北九州	093-671-4343	24時間対応
心の電話筑豊	0948-29-2500	平日 18時～21時
心の電話筑後	0942-36-1313	月曜、水曜、金曜 13時～16時
心の健康相談電話	092-582-7400	平日 9時～12時、13時～16時

31 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町村	開設場所	ボランティア活動への参加に関する問合せ先
朝倉市	旧 杷木パレス (道の駅原鶴斜め前) (朝倉市杷木久喜宮1594-2)	(ボランティア専用) 080-2300-3558、090-6569-4983 (団体受付専用) 090-8348-3193 (被災者専用) 080-2300-3949、080-2300-3940 http://asakuravc.jp/
東峰村	東峰村社会福祉協議会ボランティアセンター (朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846)	0946-74-2012 http://tohovc.jp/
大学生ボランティア	大学生災害ボランティア支援センター 設置場所：うきは市ムラおこしセンター (うきは市吉井町983-1))	092-631-4412 http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/

※ ホームページ等で窓口が確認できた市町村、団体等を掲載しています。